

静岡県富士登山条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

## 静岡県条例第24号

### 静岡県富士登山条例

(目的)

**第1条** この条例は、富士登山に関し必要な事項を定めることにより、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を保全し、後世に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、静岡県世界遺産富士山基本条例（平成27年静岡県条例第31号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入山 次のアからウまでに掲げる登山口の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める地点から富士山の山頂側に立ち入ることをいう。
  - ア 富士宮口 富士宮市栗倉の区域内において知事が定める地点
  - イ 御殿場口 御殿場市中畑の区域内において知事が定める地点
  - ウ 須走口 駿東郡小山町須走の区域内において知事が定める地点
- (2) 登山者 開山期に富士登山をする者をいう。ただし、次に掲げる業務に従事する者を除く。
  - ア 山岳遭難に係る捜索又は救助に関する業務
  - イ 山岳遭難を未然に防止するための業務
  - ウ 山小屋、避難小屋、売店その他登山者の利便に供する施設の運営に必要な業務
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの
- (3) 開山期 次に掲げるいずれかの区間の通行が道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項の規定により禁止されていない期間をいう。
  - ア 一般県道富士公園太郎坊線の起点から第1号アに定める地点までの全ての区間
  - イ 一般県道富士公園太郎坊線の起点から第1号イに定める地点までの全ての区間
  - ウ 一般県道足柄停車場富士公園線の第1号ウに定める地点から終点までの全ての区間

(入山をする登山者の遵守事項)

**第3条** 入山をする登山者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解するため、知事が指定する講習を修了することその他の規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 規則で定める時間帯において入山をする登山者にあつては、山小屋に宿泊することその他の規則で定める要件を満たすこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、並びに世

界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を理解するために必要なものとして知事が定める事項

(入山の届出)

**第4条** 入山をしようとする登山者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、登山者の氏名、入山をしようとする年月日その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る入山を中止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(入山証)

**第5条** 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、入山証を交付するものとする。ただし、当該届出に係る事項に虚偽があることが判明したときは、この限りでない。

2 前項の規定により入山証を交付された者は、当該入山証を携帯し、知事が指定した者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、令和7年5月9日から施行する。